

岩手県告示第 883 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 北上水沢線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町西根掛越 55 番 1 地先から森山 7 番 1 地先まで	新	A m 25.7~10.9	m 630.1
		B 40.0~15.0	610.2
	旧	A 25.7~10.9	630.1

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 282 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市松尾第 3 地割深沢 154 番 3 地先から 58 番地先まで	新	m 23.2~14.6	m 237.2
	旧	22.4~14.4	237.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで